

(30) 鳥取県土地開発公社 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

給与費	実績なし
-----	------

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	初任給	備考
事務職	大学卒	185,200 円 県職員より4号給下位 (行政職1級25号)
	高校卒	154,600 円 県職員より4号給下位 (行政職1級5号)

5 職員手当の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	内 訳															
期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.20 月分</td> <td>0.85 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.20 月分</td> <td>0.85 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.40 月分</td> <td>1.70 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有</p> <p>[令和4年度実績] 支給実績なし</p>	区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.20 月分	0.85 月分	12月期	1.20 月分	0.85 月分	計	2.40 月分	1.70 月分			
	区分	期末手当	勤勉手当													
6月期	1.20 月分	0.85 月分														
12月期	1.20 月分	0.85 月分														
計	2.40 月分	1.70 月分														
退職手当 (県の規定に 準ずる)	[支給率] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己都合</th> <th>早期退職・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695 月分</td> <td>24.58675 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395 月分</td> <td>33.27075 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575 月分</td> <td>47.70900 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続40年</td> <td>44.7795 月分</td> <td>47.70900 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) * 25年以上勤続した年齢50歳以上60歳未満の職員が、 定年前に早期退職制度により退職する場合には加算があります。</p> <p>[令和4年度実績] 支給実績なし</p>	区分	自己都合	早期退職・定年	勤続20年	19.6695 月分	24.58675 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分	勤続40年	44.7795 月分	47.70900 月分
	区分	自己都合	早期退職・定年													
勤続20年	19.6695 月分	24.58675 月分														
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分														
勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分														
勤続40年	44.7795 月分	47.70900 月分														
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	[令和4年度実績] 支給実績なし															

区分	内 容																				
	対象職員	支 給 月 額																			
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	給料表、職務の級、手当区分に応じて定額を支給 行政職	<table border="1"> <tr><td>9 級 1 種</td><td>130,300 円</td></tr> <tr><td>8 級 1 種</td><td>116,700 円</td></tr> <tr><td>8 級 2 種</td><td>94,000 円</td></tr> <tr><td>7 級 2 種</td><td>88,500 円</td></tr> <tr><td>7 級 3 種</td><td>70,800 円</td></tr> <tr><td>7 級 4 種</td><td>62,000 円</td></tr> <tr><td>6 級 3 種</td><td>66,500 円</td></tr> <tr><td>6 級 4 種</td><td>58,200 円</td></tr> <tr><td>6 級 5 種</td><td>49,900 円</td></tr> </table>	9 級 1 種	130,300 円	8 級 1 種	116,700 円	8 級 2 種	94,000 円	7 級 2 種	88,500 円	7 級 3 種	70,800 円	7 級 4 種	62,000 円	6 級 3 種	66,500 円	6 級 4 種	58,200 円	6 級 5 種	49,900 円
		9 級 1 種	130,300 円																		
8 級 1 種	116,700 円																				
8 級 2 種	94,000 円																				
7 級 2 種	88,500 円																				
7 級 3 種	70,800 円																				
7 級 4 種	62,000 円																				
6 級 3 種	66,500 円																				
6 級 4 種	58,200 円																				
6 級 5 種	49,900 円																				
[令和4年度実績] 支給実績なし																					
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表8級、9級及び 同相当職は右のとおり	<table border="1"> <tr><td>6,500円</td></tr> <tr><td>8級：3,500円</td></tr> <tr><td>9級：支給しない</td></tr> </table>	6,500円	8級：3,500円	9級：支給しない															
		6,500円																			
		8級：3,500円																			
		9級：支給しない																			
イ 子	10,000 円																				
満15歳に達する日後の最初の4月1日か ら満22歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算																				
[令和4年度実績] 支給実績なし																					
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給																		
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額																		
		[令和4年度実績] 支給実績なし																			

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については1ヶ月当たり2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合	（パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給（1ヶ月当たり3,000円を上限とする。） （その他の駐車場代の加算） 県規定の支給要件に合致しないため制度を設けていない。
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1ヶ月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔令和4年度実績〕 支給実績なし	
単身赴任手当 (県の規定に 準ずる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額 30,000円＋加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居（配偶者のない職員については子の住居）との間の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算なし。 〔令和4年度実績〕 支給実績なし	

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
理事長	日額 13,810 円	6月期 該当なし 12月期 該当なし	
副理事長	0 円		
理事	日額 9,900 円		
監事	日額 9,900 円		監事による監査報酬は1回30,000円

[令和4年度実績]

①常勤役員

支給実績なし

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
97,220 円	3 人	2,701 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更内容	変更理由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正

区分	変更後	変更前	変更理由
初任給月額	大学卒 185,200円 高校卒 154,600円	大学卒 182,200円 高校卒 150,600円	給料表の改正に伴う変更
勤勉手当	6月 0.850月分 12月 0.850月分	6月 0.775月分 12月 0.925月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	子 10,000円	子 9,200円	県の制度に準じた改正

(2) 適用日

令和4年4月1日（給料表、初任給月額、扶養手当）

令和5年4月1日（勤勉手当）